

平成24年 第2回臨時会

1 議事日程

5月8日(火曜日) 午前10時開会

第1号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定 (諸般の報告)
3	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
4	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案第1号	土幌町町税条例の一部を改正する条例案

2 出席議員 (12名)

1番 秋間 紘一	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三
5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3 欠席議員 (0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄  
代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
会計管理者	太田 靖久	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	後藤 忠義	病院事務長	渡辺 博文
町民課長	伊賀 淑美	特老施設長	波多野 義弘
車両センター長	佐藤 英明	子ども課長	寺田 和也
産業振興課担当主査	増田 達也	消防署長	星屋 尚司

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	神野 光男	教育課長	植田 廣幸
教育委員会参事	笠谷 直樹	高校事務長	金森 秀文
給食センター所長	鈴木 典人		

## 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 道端 雄伸

## 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳谷 善弘 総務係長 仲山 美津子

## 9 議事録

(午前 10 時 00 分)

	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回土幌町議会臨時会を開会します。 ここで代表監査委員に就任されました佐藤宣光氏より就任のあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。代表監査委員、登壇願います。
	佐藤代表 監査委員	貴重な時間をお借りしまして、監査委員就任のごあいさつをさせていただきます。 わたくし、もとより浅学非才の身でございますが、地方自治の監査の重要性を考え、微力ながら誠実公正に職務を行っていきたくと考えておりますので、なにとぞどうぞよろしくお願ひしたいと思います。 今後とも、ご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして大変簡単でございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。
1	加納議長	これより本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 <b>日程第1、会議録署名議員の指名</b> を行います。 会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、森本真隆議員及び5番、細井文次議員を指名いたします。
2		<b>日程第2、会期の決定</b> を議題といたします。 お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思ひます。これに異議ありませんか。 (異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告によりご了承願います。 各議員から報告事項があれば報告願います。7番、服部議員。
	服部議員	平成24年第1回北十勝消防事務組合議会定例会、平成24年3月26日に開催されました結果につきまして報告申し上げます。 会期の決定に続いて、管理者より消防行政執行方針の説明がなされ

ております。

報告第1号及び2号、3号の専決処分の報告につき承認を求めることについて承認可決されました。

議案第2号の平成23年度北十勝消防事務組合一般会計補正予算第9号は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,322万9,000円を減額し、総額をそれぞれ12億9,036万2,000円とするもので、承認可決されました。

士幌町分担金、士幌消防署費、消防団費、共通経費の減額のみ説明いたします。消防施設費は301万円、団費35万円、共通経費は366万4,000円、いずれも実績により減額補正したものであります。

議案第3号の北十勝消防事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例案について承認可決されました。

議案第4号の消防職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について承認可決されました。

議案第5号の北十勝消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例案について承認可決されました。

議案第6号の北海道市町村総合事務組合規約の変更について、承認可決されました。

議案第1号の平成24年度北十勝消防事務組合一般会計予算は、総額を歳入歳出それぞれ14億3,797万円とするもので承認可決されました。

士幌町の分担金は、消防署費1億9,050万4,000円、消防団費1,205万2,000円、共通経費951万円、合計2億1,206万6,000円となっております。

詳細につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

加納議長  
清水議員

ほかにございませんか。8番、清水議員。

去る3月26日に開催されました平成24年第1回北十勝2町環境衛生処理組合議会の結果について、報告申し上げます。

はじめに行政報告として、ごみ処理施設の各種検査結果に係わる一般廃棄物焼却施設、最終処分場に係る地下水、放流水の水質及びダイオキシン類分析結果の報告がございました。いずれも基準値以下であり良好な処理が行われていることが確認されております。

承認第1号は、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の専決処分、報告のとおり承認されました。

同意第1号から第3号までは、任期満了に伴う公平委員会委員の選任について提案があり、原案どおり土田敏夫氏、佐藤正彦氏、横山正弘氏の3名が引き続き再任されました。

議案第1号は、平成23年度当組合会計補正予算で、歳入歳出それぞれ200万3,000円を減額し、1億8,215万円とするものであり、原案の

3	<p>加納議長</p>	<p>とおりの可決されました。</p> <p>議案第2号は、平成24年度当組合会計予算を歳入歳出それぞれ1億4,529万8,000円と定め、土幌町の分担金が7,528万4,000円となるものであり、原案のとおり可決されました。</p> <p>詳細につきましては、別紙のとおりでありますので、後ほどお目通しを頂きたいと存じます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	<p>加納議長</p>	<p>ほかになければ、これで諸般の報告を終わります。</p> <p><b>日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</b></p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。</p>
	<p>後藤総務 企画課長</p>	<p>総務企画課長、後藤より説明申し上げます。</p> <p>平成23年度土幌町一般会計補正予算〔第10号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年3月22日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。</p> <p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を70億8,999万2,000円に改めたものでございます。</p> <p>歳出からご説明致しますので、5ページをお開き願います。今回の補正予算は、各基金利息の確定に基づきまして、基金事業の精算を行うものであります。</p> <p>6款1項4目農業振興基金運用事業費では、事業の実績により9節旅費、19節負担金補助を減額し、基金利子の確定により25節積立金を増額するものでございます。特定財源につきましても、基金利子収入を増額充当するものでございます。</p> <p>5目農業振興人材育成基金運用事業費は、1節報酬、9節旅費、19節負担金補助を実績により減額し、基金利子の確定よりまして25節積立金を追加計上するものでございます。特定財源につきましては、基金利子収入を増額充当しております。</p> <p>9目農地利用集積円滑化事業基金運用事業費では、1節報酬、9節旅費を実績によりまして減額し、19節負担金補助では事業助成金を追加し、基金利子の確定によりまして25節積立金を減額するものでございます。特定財源につきましても、基金利子収入及び雑入金を減額するものでございます。</p> <p>次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。特定財源以外の一般財源ですが、19款5項5目雑入の備荒資金組合納付還付金を181万円減額し、収支のバランスをとったところでご</p>

	<p>ございます。</p> <p>なお、報酬の減額に伴う特別職の給与費明細書は6ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認頂きますよう、お願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>なければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより承認第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。</p> <p><b>日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。</b></p>
4	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。</p>
後藤総務 企画課長	<p>総務企画課長、後藤より説明申し上げます。平成23年度士幌町一般会計補正予算〔第11号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年3月29日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。</p> <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,030万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億29万7,000円に改めたものでございます。</p> <p>地方債の補正は、第2表地方債補正によるものとします。</p> <p>それでは歳出から説明致しますので、13ページをお開き願います。</p> <p>2款1項3目財産管理費では、需用費で実績により公用車等の修繕料を減額し、19節では備荒資金組合納付金を追加するものでございます。</p> <p>13目財政調整基金費は、積立金を追加するものでございます。</p> <p>14目愛のまち建設基金費につきましては、本年3月1日以降に申し出のありました指定寄付金を特定財源としまして、積立金を追加するものでございます。</p> <p>次に3款1項1目社会福祉総務費は、19節において、実績により母子通園センター負担金を減額するものでございます。</p> <p>3目障がい者福祉費は、光をそそぐ交付金基金繰入金を追加し財源補正を行うものでございます。</p> <p>14ページ、9目介護福祉費では、愛のまち建設基金繰入金を減額しての財源補正でございます。</p>

2項1目児童福祉総務費は、光をそそぐ交付金基金繰入金の減額に伴う財源補正でございます。

3目子ども手当費は、実績に基づき子ども手当を減額するものでございます。特定財源につきましては、国・道の負担金、補助金の確定によりそれぞれ減額、増額をしております。

4目子育て支援推進費につきましても、申請がなかったことから不妊治療扶助費を減額するものでございます。

続きまして4款1項1目保健衛生総務費では、看護師修学資金貸付金について、申請がなかったため減額するものでございます。

2目予防費ですが、事業の実績により各種委託料をそれぞれ減額するものでございます。

2項1目ごみ処理費は、北十勝2町環境衛生処理組合運営分担金について、実績に基づき減額するものでございます。

次に、8款2項3目道路橋梁新設改良費は、公共事業債追加による財源補正でございます。

続きまして16ページ。10款2項2目教育振興費は、光をそそぐ交付金基金繰入金の減額による財源補正でございます。

4項2目教育振興費では、事業の実績により報償費を減額するものでございます。

次に、11款1項1目元金は、減債基金繰入金の減額による財源補正でございます。

次に、歳入について説明致しますので、9ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源ですが、2款1項1目自動車重量譲与税から10ページの8款1項1目地方特例交付金まで、いずれも交付額の確定に伴い、それぞれ増額、減額をするものでございます。

次に、9款1項1目地方交付税ですが、普通交付税、特別交付税、震災復興特別交付税、それぞれ交付額の確定に基づき、追加するものでございます。

続きまして12ページ。18款1項1目繰越金ですが、前年度繰越金に792万7,000円を追加し、繰越金全額を予算計上するものでございます。

次に、19款5項5目雑入ですが、備荒資金組合納付還付金を4億768万4,000円減額し、収支のバランスをとったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。第2表地方債の補正ですが、事業費の確定によりまして、土幌幹線交付金事業費を520万円追加し、起債限度額の変更を行うものでございます。

なお、17ページには、地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認頂きますよう、お願い申し上げます。

加納議長

補足説明があれば許します。柴田副町長。

柴田副町長	<p>ただ今一般会計の専決処分について説明させて頂きましたが、平成23年度の決算見込みについての概略を説明させていただきます。</p> <p>特別会計につきましては、それぞれ翌年度の補正となる財源をもって決算できる見込みであります。</p> <p>また、病院事業会計につきましては、3月の定例会におきまして5,000万円の追加補正の議決をいただき、合計で3億3,000万円の繰り入れをもって、現金の支出を伴わない減価償却費の範囲内での赤字額約2,400万円で決算できる見込みであります。</p> <p>一般会計につきましては、2億7,000万円ほどの繰越金をもって決算できるものというふうに思っております。ただし、このうち翌年度への繰越明許に係る一般財源が約7,300万円ほどと当初予算に組み込んであります繰越金額2,000万円がありますので、実質1億8,000万円弱となる見込みであります。</p> <p>基金につきましては、減債基金は病院事業会計の起債償還分の財源としているものや、愛の町基金につきましても病院や特老の機器整備などのルール分以外は減額させて頂いております。</p> <p>また、収支がとれない分での繰り入れを見ておりました財政調整基金や備荒資金につきましても取り崩すことがなく決算できる見込みでありますことを、報告させて頂きます。</p> <p>以上であります。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。11番、大西議員。</p>
大西議員	<p>14ページの子育て支援推進費の不妊治療扶助費なのですが、例年利用者が誰もいないということなのですが、町内で不妊で悩んでいる夫婦がかなりいると思うのですが、それについては保健センターで把握しているのかどうかお聞きします。</p>
加納議長	<p>保健福祉課長。</p>
大森保健福祉課長	<p>23年度ですが、実際に不妊治療費は出しておりませんが2人の方が相談に来ていました。24年度につきましてはすでに治療費の申請が上がっている方もいらっしゃいます。</p> <p>以上でございます。</p>
加納議長	<p>ほかに。11番、大西議員。</p>
大西議員	<p>23年度に2人の方が相談に来た、ということではありますが、それではなぜ不妊治療の1件20万円でしたか、これ。10万円が4人分か。だとすると、10万円くらいで全然足りないから相談に来た2人はこの費用を使って不妊治療をやらなかったのか、もしくは24年度に、今申請している人もいるそうですから、その中の1人がまた申請したのか、どうなんですか。</p>
加納議長	<p>保健福祉課長。</p>

大森保健  
福祉課長 23年度に相談に来た方については、たぶんこの不妊治療費を使わなくてもよかったというふうにかがっております。そのような状況でございます。

加納議長 11番、大西議員。  
大西議員 ところで、実際に不妊治療ってかなり金がかかるみたいなんですけど、国も制度として何回か増やしてるみたいだけど、途中で頓挫してこんなになってるんですけども、だいたいどのくらいの経費がかかるのか。それで、今この1人10万円が妥当なのか、子育て支援っていいながらも子どもが産まれないとどうにもならないですからね。だから、少子化少子化っていいつつもやっぱり子どもを産みたい家庭が産めないというのは一番悩みだと思うので、もう少し、1年に10万円ならそれ以上の相当な金がかかるみたいですからどうも踏み切れないという家庭も結構いるんだといるんだと思うのです。ですから、この年間10万円が妥当な金額なのか、不妊治療にかかる費用としては。何百万も、何十万円もかかるとすれば、10万円だけではそれに踏み込んだらあとは自分持ちになるんですからね。なかなかそこまで踏み込めない家庭もあるんだと思うんですが、その辺について町長どう思います。金額だから。課長だけでは答えられないから、金額の上乗せは。

加納議長 保健福祉課長。  
大森保健  
福祉課長 手持ちの資料がございませんで、記憶でお答えして申し訳ないのですが、道の交付要綱に準じておりますので、道の申請をした方を町の申請にあげていただくということで、道ももらい、町ももらうというふうな形で町はこの要綱をつくっております。

そして、お一人3回までに変わったと思いますので、前は2回までだったんですけども、3回までに変えていますので不妊治療費としては、23年度はお一人2回ということで、10万円ずつ2回、20万円ということで、次年度お一人10万円を3回というふうに予算計上しております。

道は、たしか15万円だったと思います。3回までですね。同じです。それと道と合わせております。

加納議長 町長。  
小林町長 中身については、今保健福祉課長の方からお答えしたしたとおりでありますけど、24年度当初予算でも説明したとおり2回から3回に増やしたんですけど、やっぱりより利用いただくということになれば、よく実態を把握して、より役立てるような方向を今後内部でよく検討してまいりたいというふうに思います。

加納議長 よろしいですか。ほかにございませんか。11番、大西議員。  
大西議員 保健福祉課ばかり聞くのは申し訳ないけれども、15ページ、次の款の子宮頸がんワクチン等接種委託料が550万円の減額になってますけれども、等だから子宮頸がんだけでなくほかのあれも入っているんだ



<p>加納議長 大森保健 福祉課長</p>	<p>と思いますけれども、子宮頸がんの予防接種、何人予定したけど何人しか受けなかったのかということをお聞きします。</p>
	<p>保健福祉課長。</p>
	<p>子宮頸がんのワクチンの予算の人数なんですけれども、まず22年度の追加者という方がいらっしゃるしまして、中学1年から高校3年までの方の分をひとつグループとして想定しまして、それと新たに23年度中学1年生全員を対象にした予算と、22年度未受診者についての予算組みをいたしました。新たに23年度中学1年生につきましては、26人のところ25人受診しておりますので、新たな中学1年生はほぼ95パーセントくらい受診しておりますが、追加者と未受診者につきましては、予算上199人を計上しましたが、そのうち84人受けておりますので約40パーセントの受診率でございました。</p>
<p>加納議長 大西議員</p>	<p>以上です。</p>
	<p>ほかにございませんか。11番、大西議員。</p>
	<p>今のを聞くと22年度、初めてですから199人のうち84人、40パーセントということで、それが23年度では約95パーセントの1名だけ残して全員がだいたい受けたということで。これはやっぱり保健センターのPRが功を奏したのかと思いますけれども、22年度に受けなかった約60パーセントの人は、今後ずっと受けないつもりでいるんですかね。どうなんです、これ。今の新1年生が全員約95パーセントが受けてね、その前の人全然、60パーセントしか受けないっていう。それでいいのかって問題ではないでしょう、これ、やっぱり。受けるなら全部受けて欲しいですけども。せつかくですから。そのへんの今後、受けられない人、中学校内で受ける予算を持って行くのか、これから。24年度以降は、1年生になる人だけを対象としていくのか、未受診者を今後もすくっていくような予算組みをしていくのか。</p>
<p>加納議長 大森保健 福祉課長</p>	<p>保健福祉課長。</p>
	<p>24年度につきましては中学1年生は全員新たな方を対象としてということと、あと追加者については入れていく、未受診者については入れていく予算でございます。</p>
	<p>先ほどの追加者っていう方が大きく、中学1年生から高校3年生まで入りますので、追加者につきましてはたぶん受けていく方は必ず受けていかれると思うんですよね。ただ、最初の時点で受けなかった未受診者の方っていう方は、次の年に受けるかというのは、かなり難しいところかなというふうに考えております。</p>
	<p>以上です。</p>
<p>加納議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>加納議長</p>	<p>(な し)</p>
	<p>なければ、質疑を終結し、討論を行います。</p>
	<p>(な し)</p>

5

加納議長 討論なしと認め、これより承認第2号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第5、議案第1号「土幌町町税条例等の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第1号、土幌町町税条例等の一部改正案につきまして説明させていただきます。これにつきましては、地方税法の一部改正により改正するものでありまして、今回の改正につきましては、第1条で町税条例の一部改正と、第2条で国民健康保険税条例の一部改正であります。

説明資料により説明させていただきます。説明資料には、新旧対照表と改正要旨をつけてありますが、改正要旨の方で説明をさせていただきます。

1ページからごらんください。この要旨には、左側から改正の税目、次に項目、改正内容、条例、地方税法等、適用期日等の欄となっております。施行期日につきましては平成24年4月1日からですが、それぞれの税額に影響される時期について適用期日等の欄に記載しております。なお今回の改正につきましては、すべて附則の改正であります。

まず、固定資産税の関係でございますが、項目の1番目で償却資産に係る課税標準額の特例の改正であります。公害防止用の公共下水道の除害施設について償却資産に係る課税標準額特例割合を条例に定めることとしまして、特例割合は4分の3とするものであります。この施設については、本町には該当がありませんが、4分の1を減額するものであります。改正の条例でございますけれども、附則第10条の2でありまして、適用期日は平成25年度分の税額からであります。

次に、2番目の平成25年度又は平成26年度における土地の価格の修正であります。内容は、土地の価格が下落したときに評価替え以外に価格の修正ができることにするための改正でありまして、改正条文につきましては、附則第11条の2でありまして、平成25年度分からの適用となるものでございます。

つづきまして、2ページでございます。3番、住宅用地に関する平成24年度から平成25年度における負担調整措置の改正で、内容は住宅用地における課税標準が平成26年度から本則課税となることから、一時的に税額が増えることのないように経過措置を設けるものでございます。平成24年度、25年度の負担水準が90%を超える場合につきましては、前年度の課税標準額に据え置くというものであります。改正条例は、附則第12条で適用は平成24年度分からであります。

つづきまして4ページでございます。4番の固定資産税に係る適用期限の延長ということで、それぞれ適用期限の延長されているものを、更に平成24年度から平成26年度までの3年間延長しようとするものでございます。内容につきましては、用途変更に係る土地等に課する固定資産税の特例、これは非住宅用地から住宅用地に変更される場合の課税標準額の特例でありまして、従前どおりの内容であります。

次に農地の負担調整措置につきましては、それぞれの負担水準により負担調整率を定めたもので、これにつきましても従前どおりの内容であります。特別土地保有税につきましても従前どおりの内容であります。改正条例につきましては、それぞれ附則第12条の3、附則第13条、附則第15条で適用は平成24年度分からでございます。

次の5番目の非課税措置の適用を受けようとする者がすべき申告の改正は、改正内容に記載のとおり旧民法第34条の法人から移行した一般社団法人、一般財団法人の固定資産税の非課税の申告をする際の提出書類についての定めでございますが、本町に該当の法人はありませんので、説明は省略させていただきます。

次に4ページの個人町民税の関係でございますが、それぞれ東日本大震災に係るものでございます。6番の雑損控除額等の特例につきましては、雑損控除の特例となる災害関連の支出について、通常1年以内でございますけれども、これを3年以内の支出に対して対象とする特例の規定であります。附則第22条の改正で、適用は平成24年度分からであります。

7番目の住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例につきましては、震災によって居住できなくなった家屋の住宅ローン控除と以降に再取得した住宅ローンの控除を重複して適用できることとする改正でございます。これは附則第23条の改正であり、平成24年度からの適用でございます。

次の8番目の被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございますけれども、これは個人町民税と国保税条例の両方の改正であります。内容は、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合、その敷地に係る譲渡期限の延長の特例であり、3年から7年に延長するもので、軽減税率や特別控除に係るものでございます。附則第22条の2と国保税条例の附則15条の改正で、平成24年度からの適用であります。

その他につきましては、地方税法の改正により、引用条文や文言の改正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長	なければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
加納議長	討論なしと認め、これより議案第1号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。これをもって平成24年第2回土幌町議会臨時会を閉会します。

(午前10時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員